

寄 付 行 為

財団法人東京船員厚生協会

財団法人東京船員厚生協会寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この財団は、財団法人東京船員厚生協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、東京都中央区晴海三丁目16番4号に置く。

(目的)

第3条 協会は、東京湾における船員とその家族の福利厚生に関する事業を行って、東京湾の発展を図り、もって日本海運の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船員とその家族の福利厚生施設の経営に関する事項
- (2) 船員の教養と文化の向上に関する事項

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の日に有する財産
- (2) 協会の事業及び財産から生ずる収入
- (3) 補助金及び助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 協会の財産は、基本財産と普通財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産として指定して寄付された財産
 - (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 協会の財産は、会長が管理し、その管理方法等必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 協会の基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、関東運輸局長の承認を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、関東運輸局

長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の承認を得て、予算成立の日まで前年の予算に準じて収入支出することができる。

2 前条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員の同意を得て、その会計年度終了後3ヶ月以内に関東運輸局に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において現在理事数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、関東運輸局に届け出なければならない。

第3章 役員

(種類及び定款)

第15条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以下

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を常務理事とする。

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長は、理事の互選によりこれを定める。

3 常務理事は、会長が、理事会の同意を得てこれを定める。

4 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を関東運輸局長に届け出なければならない。

(職務)

第17条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、会長の命を受けて業務を受理し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、協会の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は関東運輸局長に報告すること。

(4) 前号の報告があるため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は、第4章若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第4項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第24条 理事会は会長が召集する。

- 2 会長は、前条第3項第2項又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 理事会の議決は、この寄付行為に定めるもののほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第26条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事及び監事の現在員数、出席者及び出席者名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 協会に、評議員5名以上8名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第8条及び第20条の規定を準用する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第23条第3項第3号、第26条から第30条までの規定を準用する。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、会長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第23条第3項第3号、第26条から第30条までの規定を準用する。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ関東運輸局長の許可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第34条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、関東運輸局長の認可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員会現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、東京都港湾局長の承認を得たうえ、関東運輸局長の許可を受け、協会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第36条 協会に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け書類)

第37条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

第8章 補則

(委任)

第38条 この寄付行為に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則(昭和27年7月1日官文第731号の1運輸大臣設立許可)

第26条 本会設立の際における理事及び監事は、第14条の規定にかかわらず、発起人会において選出した者とする。

第27条 本会設立頭初の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、設立許可の日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則(昭和48年3月28日関員厚第46号関東運輸局長設立許可)

この寄付行為に変更は、主務官庁の許可のあった日から施行。

附則(平成5年5月28日関員衛第48号関東運輸局長認可)

この寄付行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附則(平成12年2月9日関員政第8号関東運輸局長認可)

- 1 この寄付行為の変更は、関東運輸局長の許可があった日から施行する。ただし、変更前の寄付行為第13条及び第14条の規定によりさだめられた役員は、変更後の寄付行為第16条の規定により選任されたものとする。
- 2 新たに選任された評議員の任期は、第31条第3項の規定にかかわらず、平成13年6月3日までとする。